

# 必 携

2024 年発行



公益財団法人

全国高等学校体育連盟 弓道専門部

# 目 次

1	公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部規約	2
2	公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道競技規則	4
3	競技運営細則	11
	【弓道競技申し合わせ事項について】	15
4	審判部の業務	16
5	審判部細案	17
6	技能優秀校選考の内規	21
7	公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部表彰規定	22
8	公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部弔慰規定	23
	【2024「必携」改正箇所】	24
	【伝統的な弓具図解概要】	26
	【加盟校一覧】	27

# 1 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部規約

## 第1章 名 称

第1条 本専門部は公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部（以下専門部という）と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本専門部は公益財団法人全国高等学校体育連盟の規約に基づき、公益財団法人全日本弓道連盟と提携し、高等学校弓道の普及と健全なる発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 本専門部は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の競技に関する審議会の開催。
- (2) 全国大会及び地域大会に関する事項の審議ならびに執行。
- (3) 公益財団法人全日本弓道連盟ならびに各都道府県弓道連盟との連絡。
- (4) 用具の斡旋。
- (5) その他の本専門部の目的達成に必要な事項。

## 第4章 組 織

第4条 本専門部は公益財団法人全国高等学校体育連盟定款第6条によって組織する。

第5条 本専門部は各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部をもって組織する。

## 第5章 役 員

第6条 本専門部に次の役員を置く。

- |           |     |              |         |
|-----------|-----|--------------|---------|
| (1) 部 長   | 1名  | (6) 会 計      | 1名      |
| (2) 副 部 長 | 若干名 | (7) ブロック代表委員 | 各ブロック1名 |
| (3) 委 員 長 | 1名  | (8) 専門委員     | 各都道府県1名 |
| (4) 事務局長  | 1名  | (9) 会計監査     | 2名      |
| (5) 事務局員  | 若干名 | (10) 顧問・参与   | 若干名     |

第7条 各役員の選出方法および役員の役割は次のとおりとする。

- (1) 部長、副部長は常任委員会により推薦し、専門委員長会で推挙、公益財団法人全国高等学校体育連盟理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。  
部長は本専門部を代表し、会務を統括する。  
副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
- (2) 委員長は、常任委員会により推薦し、専門委員長会の承認を得て選出する。  
委員長は部長を補佐し、専門委員長会において指導的役割を果たす。
- (3) 事務局長、会計は、常任委員会により推薦し、専門委員長会の承認を得て選出する。
- (4) ブロック代表委員は、各ブロックの専門委員の互選により選出する。  
ブロック代表委員は、各ブロックを統括し、部長・副部長・委員長・事務局長・事務局員・会計とともに常任委員として本部会の会務を執行する。
- (5) 専門委員は、各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部委員長とする。
- (6) 会計監査は、常任委員会により推薦し、専門委員長会にて報告する。
- (7) 顧問・参与は、常任委員会にて推薦し、専門委員長会に報告する。  
顧問・参与は、重要事項に関して専門委員長会の諮問に応じる。

第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 委員会の構成・役割

第9条 本専門部に次の委員会をおく。

- (1) 専門委員長会
- (2) 常任委員会
- (3) 各種委員会

第10条 各委員会の構成・役員は次のとおりとする。

- (1) 専門委員長会は、部長・副部长・委員長・各都道府県高等学校体育連盟弓道専門部委員長により構成する。専門委員長会は、公益財団法人全国高等学校体育連盟専務理事の承認を得て部長がこれを招集し、本専門部の重要事項を審議する。
- (2) 常任委員会は、部長・副部长・委員長・事務局長・事務局員・会計・ブロック代表委員・顧問で構成する。常任委員会は、会務を執行し、また、専門委員長会で審議する事項の原案を作成する。
- (3) 各種委員会は、必要に応じて常任委員会の中におくことができる。各種委員会の委員は、常任委員会および専門委員長会の中より、部長が委嘱する。各種委員会は、常任委員会より委嘱された会務を執行し、また、常任委員会で審議する事項の原案を作成する。

第11条 会議において採決を要する事項は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

## 第7章 会 計

第12条 本専門部の経費は公益財団法人全国高等学校体育連盟・公益財団法人全日本弓道連盟の補助金・公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部学校負担金ならびに寄付金をもってあてる。

第13条 本専門部の予算ならびに決算は専門委員長会の議を経て、公益財団法人全国高等学校体育連盟理事会の承認を得なければならない。

第14条 会計年度は公益財団法人全国高等学校体育連盟規約に準ずる。

## 第8章 事 務 局

第15条 本専門部の事務処理遂行のため、事務局をおく。

第16条 事務局は、事務局長の勤務する学校におく。

第17条 事務局長は、本専門部の事務全般を司る。

事務局は事務局員を若干名おくことができる。

### 附 則

この規約は昭和31年9月6日より実施する。

昭和45年11月1日改訂

昭和59年8月11日改訂

平成8年3月31日改訂

平成14年8月1日改訂

平成18年8月6日改訂

平成26年8月6日改訂

令和4年8月5日改訂

令和5年8月2日改訂

## 2 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道競技規則

### 第1条【目 的】

公益財団法人 全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）弓道専門部が、主催または主管する大会が安全で円滑かつ厳正に運営され、公正に競技されることを目的としてこの規則を制定する。

### 第2条【適用範囲】

この規則は、全国高体連弓道専門部・各ブロック高体連弓道専門部および各都道府県高体連弓道専門部の主催または主管する大会に適用する。

大会の諸条件により、特別の規則を制定する場合は、競技開始にあたり実施要項に明示するか、またはその内容を事前に説明し周知徹底を図らなければならない。

### 第3条【参加資格】

選手・監督は、当該競技実施要項により参加資格を得たものに限る。

### 第4条【競 技】

#### (1) 競技の種目・種別・種類および規格

ア 競技の種目は、近的競技および遠的競技とする。

① 近的競技は36cm木枠（または適当な材料）の霞的を使用し、射距離は28mとする。ただし、個人競技決勝の場合は、5射目以降は24cm星的を使用する。

② 遠的競技は100cm得点色のまたは霞的を使用し、射距離は60mとする。

イ 競技の種別は、男子の部および女子の部とする。

ウ 競技の種類は、団体競技および個人競技とする。

#### ① 団体競技

(ア) 5人制の場合は監督1人、選手5人～7人で構成し、競技の先発メンバーは申し込み記載順の5人とする。

(イ) 3人制の場合は監督1人、選手3人～4人で構成し、競技の先発メンバーは申し込み記載順の3人とする。

(ウ) 申し込み以後、団体メンバーに欠員が生じた場合は競技委員長に届け出ること。その際欠員が生じても大会要項に定められた団体編成人数の過半数を割らなければ団体とみなす。

#### ② 個人競技

監督1人、選手1人とする。

#### (2) 競技の方法

次の方法を組み合わせて行うことができる。

ア 的中制または得点制。

イ 総射数法、トーナメント法またはリーグ戦法。

ウ 同的中の場合、射詰競射法または遠近競射法。

エ 近的競技は坐射とする。ただし、大会運営上立射に変更する場合がある。

オ 遠的競技は立射とする。

#### (3) 表彰

種別・種別に表彰する。また、技能優秀団体と技能優秀者を表彰することができる。

#### (4) その他

ア 射手は脇正面に正対して、左手に弓を持って行射する。

イ 団体競技、個人競技いずれの場合にも、各射場1番射手より順次1射ずつ行射する。

ウ 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）に不都合が生じた場合は交換することができる。ただし射場内に替弓具が準備してある場合で、矢番え完了前までに限る。

エ 矢番え完了とは、弦に筈をかませた後、右手が腰に復した時点とする。右手を腰に復さなかった場合は、それに準じた時点とする。

オ 射場に入場後、原則として矢返しはできない。

カ 射位において持ち矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。棄権を申し出る権利は、該当選手及び監督が有する。ただし、事後は認めない。

### 第5条【競技場】

(1) 塚敷と射場床面が原則として同一水平面とする。

(2) 控は第3控まで設営し、第1控は射場内とする。また、第4控を置くことができる。

- (3) 坐射の場合、本座から射位までの距離は、標準を2.0m(3歩)とする。立射の場合、本座から射位までの距離は、標準を1.1m(2歩)とする。
- (4) 射位における立位置の間隔は、近的の標準を1.8m、遠的の標準を1.6mとする。ただし標準間隔が確保できない場合は、大会要項に明記する。複数射場になる場合、射場間の間隔は近的の標準を1.8m以上、遠的の標準を1.6m以上とする。

#### 第6条【的の設置】

##### 〔近的〕

- (1) 的の中心は、塚敷より27cmの高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように、侯串などによって設置する。侯串は、2本以上使用する事が望ましい。
- (2) 的を5度の傾斜面に直接設置できるようにしたウレタン・畳などの塚を使用してもよい。
- (3) 的の中心は、立位置の間隔と同じとする。

##### 〔遠的〕

- (1) 的の中心は、射場床面より97cmの高さとし、的面が後方に15度の傾斜になるように設置する。
- (2) 的は、矢が適度に刺さり、突き抜けない材質の的受マット上に固定する。
- (3) 的を保持する器具は、三脚または四脚で、風などにより転倒しない構造とする。

#### 第7条【競技時間】

- (1) 本座における進行係の「始め」の合図によって始まり、最後の射手の最後の弦音で終わる。
- (2) 行射制限時間
  - ア 5人制団体20射(各4射)
    - ① 坐射：8分以内とし7分30秒で予鈴、8分で本鈴の合図をする。
    - ② 立射：7分以内とし6分30秒で予鈴、7分で本鈴の合図をする。
  - イ 3人制団体12射(各4射)
    - ① 坐射：7分以内とし6分30秒で予鈴、7分で本鈴の合図をする。
    - ② 立射：6分以内とし5分30秒で予鈴、6分で本鈴の合図をする。
- (3) 弦切れ、その他自団体による事故が生じてても時間の延長はしない。
- (4) 審判委員の指示により競技が停止された時間は制限時間から除外する。
- (5) 個人競技および順位決定戦等の制限時間が無い場合は、「弦音打起し」を原則とする。

##### 【制限時間と本鈴】

本鈴の鳴り始めは制限時間外とする。よって、本鈴と同時に発射した矢は無効となる。

#### 第8条【招集】

- (1) 第3控において選手と監督の確認を行う。
- (2) 第3控から第2控に移動する際にいない選手は、「その立」に限り失権とする。
- (3) 第3控から第2控に移動する際に監督がいない個人・団体は、「その立」に限り失権とする。

#### 第9条【交代・変更】

- (1) 選手の交代
  - ア 登録選手以外は認めない。
  - イ 交代回数、交代時期、届け出時期については、大会要項に明記する。
  - ウ 交代した選手の再出場は認める。
  - エ 届け出は所定の用紙で監督が、原則招集の30分前までに提出すること。
  - オ 立順を変更することは認めない。ただし、交代によって結果的に立順が変わることは止むを得ないものとする。
  - カ 選手の交代によりゼッケンを替えてはならない。
  - キ 個人競技の選手の変更は認めない。
- (2) 監督の変更
  - ア 監督は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に定める資格基準を満たしていなければならない。
  - イ 監督変更届は、新監督が届け出るものとする。
  - ウ 監督に不測の事故等が生じた場合は、監督代行届に理由書を添付して競技委員長に提出する。
  - エ 監督は、一度変更すると復帰できない。

#### 第10条【審判】

大会には次の各審判委員を置く。

- (1) 審判委員長



審判委員長は審判上の責任を持ち、競技に対し公正かつ適切な判定をする。

- (2) 副審判委員長  
審判委員長を補佐する。
- (3) 射場審判委員  
ア 選手の位置、行射の安全を確認し、有効・無効または失権・失格の判定をする。  
イ 行射停止が必要であると判断した場合は、これを宣言し停止させる。
- (4) 的前審判委員  
ア 矢の「あたり」「はずれ」または得点の判定をする。  
イ 遠近競射による順位の判定をする。  
ウ 「あたり」「はずれ」が疑わしい場合、その判定は的前審判委員複数が立ち会い、○×の表示板により速かに表示する。  
エ 的中判定前に的設置の不備・強風などで的が転んだ場合は、その状況を判断して、有効・無効・再行射が必要かどうかを判定する。
- (5) 弓具審判委員  
弓具・補助具・服装等の適否を点検し、改善がなければ失権の判定をする。

#### 第11条 【的中の判断】

「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。

〔近的〕

- (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。
  - ア 矢が、的枠の内側からの的枠の外側に射ぬいた場合。
  - イ 矢が、的枠の合せ目または的枠内にとどまった場合。
  - ウ 矢が、あたり矢に継矢となった場合。
  - エ はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。
  - オ 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。
  - カ 的枠内にとどまっている矢の一部が、塚敷に接触している場合。
- (2) 「はずれ」は矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。
  - ア 矢が、的枠の外側からの的枠の内側に射ぬいた場合。
  - イ 矢が、候串との的枠の間にとどまった場合。
  - ウ あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。
  - エ 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。
  - オ 掃きあたりの場合。
  - カ 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

#### 【的枠内の判定基準】

的枠内とは、的枠の外側の円内に矢が存在する事をいい、矢の外側の的枠が破断している場合は、的枠内とは考えない。そのためビニールの紙など、強度がある的紙のために、的枠が確認できない場合は、的紙を切り開き矢との的枠の状態を確認する必要がある。

矢が的枠正面からあたり、矢尻の先端が的枠内に残っている場合は、矢の外側の的枠が破断している場合でも「あたり」と判断する。

〔遠的〕

- (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。
  - ア 矢が、的を突き抜けた場合。
  - イ 矢が、あたり矢に継矢となった場合。
  - ウ はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。
  - エ 的枠内にとどまっている矢の一部が、地表面に接触している場合。
  - オ 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。
  - カ 的枠の無い的で、矢が的の外周線にかかっている場合。
- (2) 「はずれ」は、矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。
  - ア あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。
  - イ 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。
  - ウ 掃きあたりの場合。
  - エ 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

#### 第12条 【的中制の順位】

- (1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。  
個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。
- (2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。
- ア 個人競技
- ① 射詰競射の場合
- (ア) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径24cmの星的を使用することができる。。
- (イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。
- ② 遠近競射の場合
- (ア) 順位は、矢所により判定し、的の中心に近い矢を上位とする。
- \* 矢所とは矢の最初の着点をいう。
- \* はずれた矢は的の中心から矢所までの距離を測る。
- \* 的の枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。
- \* 矢が的のすれすれではずれた場合は、矢が的にあたって外れた場合よりも距離が近い場合があるが、たつき矢は標的に密着していると見てたつき矢の方を上位とする。
- (イ) 同じ距離にある矢は、再度競射を行う。
- (ウ) 塚に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的の中心からの距離が近い矢を上位とする。
- (エ) 塚に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的の中心からの距離が近い矢を上位とする。
- (オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、塚に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)
- (カ) 順位は、複数の的前審判委員で判定する。
- (キ) 直径36cmの震的を使用し、1つの的に対して同じ立位置から1射行射する。
- イ 団体競技
- (ア) 一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とする。
- (イ) 1回の競射で順位が決まらない場合は、順位が決定するまで繰り返す。
- (3) 個人射詰競射や団体決勝進出チーム決定戦の5射目と、団体決勝トーナメントの同中競射の1射目は、替矢を使用する。
- (4) 監督が選手に矢を渡す際は、選手の正面から渡すこと。ただし、矢を渡す際に指示・激励に類する行為がないようにすること。

### 第13条【弓具の規定】

使用する弓具は、伝統的な形状のものでかつ危険を及ぼす恐れのないものとする。

(別頁「伝統的な弓具図解概要」参照)

- (1) 弓は、日本弓(和弓)とし、次の要件を満たすこと。
- ア 長さは、221cm(7尺3寸)を標準とし、若干の長短は認める。
- イ 握りは、本弰から約3分の1の辺りにある。
- ウ 矢摺籐の長さは、籐頭より6cm以上とする。
- エ 照準のための装置や、矢摺籐に作為的な目印がない。
- オ 材質は、竹・木または新素材(グラスファイバー、カーボンなど)でもよい。
- (2) 矢は、次の要件を満たすこと。
- ア 長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。
- イ 籠の太さは、直径6mm以上とする。
- ウ 籠の材質は、竹または新素材(アルミ、グラスファイバー、カーボンなど)でもよい。
- エ 羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別がある。
- オ 羽丈(羽根の長さ)は、近的競技は13cm～15cm、遠的競技は9cm～15cmとする。
- カ 羽山(羽根の高さ)は、5mm以上とする。
- キ 本矧、末矧および筈巻がある。
- ク 筈は、埋込式で筈溝がある。
- ケ 筈は、筈溝以外の機能(蛍光、発光など)を有しない。
- コ 矢尻はかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。
- サ 引込位置などを示す目印や類似のことがない。
- (3) 弦は、次の要件を満たすこと。
- ア 撚って一本になっている。
- イ 材質は、麻または新素材などでもよい。
- (4) 蹠(ゆがけ)は、次の要件を満たすこと。
- ア 行射では、必ず右手に蹠を着用する。



- イ 三つ髷、四つ髷あるいは諸髷のいずれかを使用する。
- ウ 控、帽子および弦枕がある。  
「諸髷・角入り三本髷」は、控があるものとみなす。「柔帽子、和帽子」の使用を認める。
- エ 材質は鹿革とする。

(5) 補助具など

- 伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他の物を付けてはならない。
  - \*伝統的な押手補助具としては、押手髷（拇指、人差指の2本指と拇指のみの1本指）がある。
  - \*キネシオテープについては、テーピングとみなし使用を認める。
  - \*サポーターの使用は手首以外の使用について認める。色は、白・黒・紺・ベージュの単色無地とする。
  - \*傷病や障害等のため、包帯やテーピングで手首を固定する必要がある場合は、監督が事前に大会本部へ申し出て使用させること。

(6) その他

- 髷の紐は危険防止のため小さく結び、止め具の使用は禁止する。

第14条【服 装】

競技の服装は、次のとおりとする。

(1) 選手

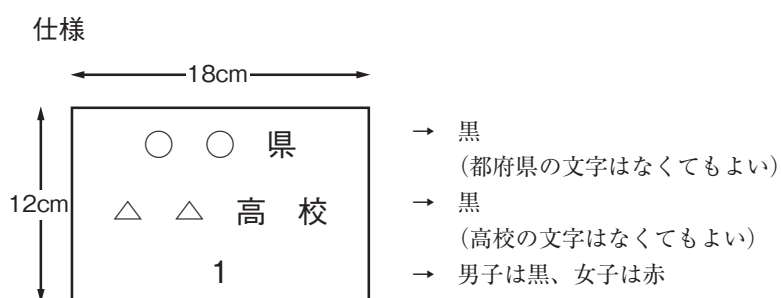
- ア 弓道衣・袴・足袋は単色無地とする。ただし、各学校で統一する事。
- イ 弓道衣のアンダーシャツは白・黒・紺の単色無地とし、それ以外の色を使用する場合は各学校で統一する（個人競技の場合も同一校は競技種別で揃える）こと。襟付き・ハイネックは、不可とする。
- ウ 弓道衣に校名・校章・氏名および各都道府県のシンボルマークやワッペン等を付ける場合は、片袖に限る。ただし、大きさは、縦横10cm以内にする。袴へ刺繍等により校名・氏名を入れる場合は右腰後にする。
- エ 鉢巻を使用する場合は、無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名・番号に限り入れてもよいが場所は鉢巻の端とする。
- オ 胸当は無地とし校名・校章・その他を入れてはならない。男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは咎めない。
- カ リボン・ピアス等の装身具類は着用しないこと。

(2) 監督

- ア 射場内での服装は上着（ジャケット）の着用を原則とする。ただし、気候に応じて半袖ポロシャツ等でも可とする。
- イ 射場内での素足は厳禁とする。

第15条【ゼッケン】

- (1) 選手は必ずプログラムに登録された番号を表示したゼッケンを右腰前に付ける。ただし、ゼッケンの左端が体の中央になるようにする。
- (2) ゼッケンは横18cm、縦12cmの白の布を使用する。都府県名・学校名、男子の選手番号は黒、女子の選手番号は赤で記入する。



第16条【射場内心得】

控および射場内においては、審判委員または競技係の指示に従う。

(1) 選手

- ア 審判委員の判定に関して異議の申し立てはできない。
- イ 第3控以降、認められた弓具類以外のものを持ち込まない。
- ウ 射場には「ぎり粉」や「筆粉」を持ち込まない。

(2) 監督

- ア 選手と共に射場に入場し所定の場所に位置する。
- イ 選手の替弓具（弓・矢・弦）等を持参する。
- ウ 矢取り開始前に「あたり」「はずれ」に関しての異議の申し立てをすることができる。
- エ 弦が切れた時は、競技係の指示で速やかに対応する。

(3) その他

- 射場内・観客席などでのフラッシュ撮影は禁止する。

#### 第17条【応 援】

- (1) 応援は、「よし」の発声または拍手にとどめる。
- (2) 射技上の指示等は禁止する。

#### 第18条【禁止事項】

- (1) 競技中、「同一の立」において弓具を共用すること。
- (2) 弓および矢に照準・目印等を付けること。
- (3) 入場時および射場内で発声すること。
- (4) 射場内の選手が、射場内外から口頭その他の方法による指示を求めたり、受けたりすること。
- (5) 選手が本座または射位を離れること。
- (6) 監督が許可なく監督席を離れること。
- (7) 迷惑・妨害行為。

#### 第19条【無 効】

無効とは、行射中の矢および既に発射された矢を対象とし、無効を宣言された矢は「はずれ」として処理とする。次の場合は無効とする。

- (1) 矢番え完了後に弦から筈が外れた場合。
- (2) 打起し開始後引き直した場合。
- (3) 同一射場において前の射手より先に発射した場合。ただし、前の射手が持ち矢を棄権した場合を除く。
- (4) 団体競技で制限時間内に発射できなかった場合。
- (5) 故意に他チームの行射を妨害したと審判委員が判定した場合。  
(妨害を受けた選手の引き直しまたは射直しは認める。)
- (6) 審判委員の注意を無視して行射した場合。

#### 第20条【失 権】

失権とは、行射前の矢を対象とし、失権を宣言された矢はその立に限り記録上「はずれ」として処理する。次の場合は失権とする。

- (1) 替弓具(弓・弦・矢)がないため行射することができない場合。
- (2) 第3控から第2控に移動する際、選手がいない場合。不在選手の持ち矢を失権とする。
- (3) 第3控から第2控に移動する際、監督がいない場合。団体選手全員の持ち矢を失権とする。
- (4) 審判委員の指示に従わない場合。

#### 第21条【失 格】

失格とは、選手・監督の大会参加の権利を取り消すことであり、失格を宣言された選手・監督は、宣言前の試合記録を抹消され、以後の競技に参加できない。次の場合は失格とする。

- (1) 大会申込書の内容が、大会要項に定められた資格要件を満たしていない場合。ただし修正されればこの限りではない。
- (2) 大会申込書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合。後日、虚偽の記載が判明した場合は、試合記録を抹消し、入賞している場合は該当賞状などを返還させ、その順位は空位とする。
- (3) 大会の品位を傷つける言動、行為、もしくは競技規則違反等があり、審判委員の注意にもかかわらず、改めない場合。
- (4) 異議の上申後、その裁定に従わなかった場合。
- (5) その他、重大な不正行為があった場合。

#### 第22条【異議の申立】

- (1) 次の場合、監督が審判委員あるいは進行委員に異議を申し立てることができる。
  - ア 行射を妨げられた場合。
  - イ 競技の運行および審判に異議がある場合。
- (2) 申し立てに対して、審判委員および進行委員は直ちに処理する。

#### 第23条【異議の上申】

- (1) 前条の判定に不服がある場合は、監督は競技委員長あるいは審判委員長に異議を上申することができる。
- (2) 上申に対して、競技委員長あるいは審判委員長は最終判断を下して処理する。
- (3) 選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。
- (4) 異議の上申者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については立が替らないうちに行わなければならない。

第24条【その他】

- (1) 大会要項には、①大会名 ②主催 ③主管 ④期日 ⑤会場 ⑥競技の種目・種別・種類  
⑦競技方法 ⑧参加資格 ⑨参加制限 ⑩参加料の有無 ⑪表彰 その他必要事項を記載しなければならぬ。
- (2) 本規則の改廃は、(公財)全国高体連弓道専門部委員長会議で決定する。  
本規則は昭和34年8月制定

昭和36年8月改正	昭和37年8月改正	昭和42年8月改正	昭和44年8月改正
昭和45年8月改正	昭和46年8月改正	昭和47年8月改正	昭和48年8月改正
昭和49年8月改正	昭和50年8月改正	昭和51年8月改正	昭和54年8月改正
昭和59年8月改正	昭和61年8月改正	昭和63年8月改正	平成6年8月改正
平成13年8月改正	平成18年8月改正	平成21年7月改正	平成26年12月改正
平成28年8月改正	平成30年8月改正	令和4年8月改正	令和5年8月改正

### 3 競技運営細則

#### 1 招集、弓具点検について

- (1) 「控」は第1控から第3控までとする。
- (2) 「控」に入った選手・監督は係の指示に従って行動する。
- (3) 第3控で、招集係が「第2控へ移動」の合図をしたときに、選手がいない場合は、その立に限り当該選手のみ失権とする。そのために団体に欠員が生じて、規定の人数を満たす場合であればそのまま行射する。また、監督がいない場合は、個人・団体とも失権とする。ただし、監督が競技中の他の選手・団体の監督を兼ねるため射場内にいる場合は、その限りではない。
- (4) 射場内の第1控では弓を立てない。

#### 2 弓具点検について

- (1) 大会の定める弓具点検所で、立順・校名・監督名・選手名・服装・ゼッケン及び弓具の点検をする。
- (2) 違反している場合は、監督を通じて注意し改めさせる。指導に従わない場合は失権・失格とする。矢摺籐・弓道衣の校名・校章・シンボルマークなどの違反は、テープで隠す。

#### 3 行射について

- (1) 近的競技は坐射とする。ただし大会運営上立射に変更する場合がある。
- (2) 遠的競技は立射とする。
- (3) 進行係の合図「起立」「始め」に従い行射する。
- (4) 団体決勝トーナメントでは、4射終わった選手は本座に戻って待ち、競技結果の判定を受けた後、進行係の指示に従い退場する。

#### 4 団体競技の同中競射の競技手順について

- (1) 決勝進出チームを決定する場合
  - ア 選手は矢を1本持って入場し、残りの矢は監督が持つ。競射5射目は替矢を使用する。
  - イ 1射終わるごとに本座に戻る。ただし、同中のチームが多い時は、一旦射場の外に出るよう指示することがある。
  - ウ 2射目以降は、進行係の指示に従い監督が矢を一本ずつ選手に渡す。
  - エ 射場を空けないよう配置する。
- (2) 決勝トーナメントの場合
  - ア 競射1射目は、替矢を使用する。監督は替矢を選手に渡す。
  - イ 1射終わるごとに本座に戻る。
  - ウ 2射目以降は、進行係の指示に従い監督が矢を一本ずつ選手に渡す。

#### 5 個人競技における選手の配置について

最後尾の選手が1人になる事を避け、選手を詰め、射場を空けないように配置する。

##### (1) 5人立

人数	第1射場	第2射場
2	2	—
3	3	—
4	4	—
5	5	—
6	4	2
7	5	2
8	5	3
9	5	4

##### (2) 3人立

人数	第1射場	第2射場	第3射場	第4射場
2	2	—	—	—
3	3	—	—	—
4	2	2	—	—
5	3	2	—	—

6	3	3	-	-
7	3	2	2	-
8	3	3	2	-
9	3	3	3	-
10	3	3	2	2
11	3	3	3	2

6 個人競技 決勝の競技手順について

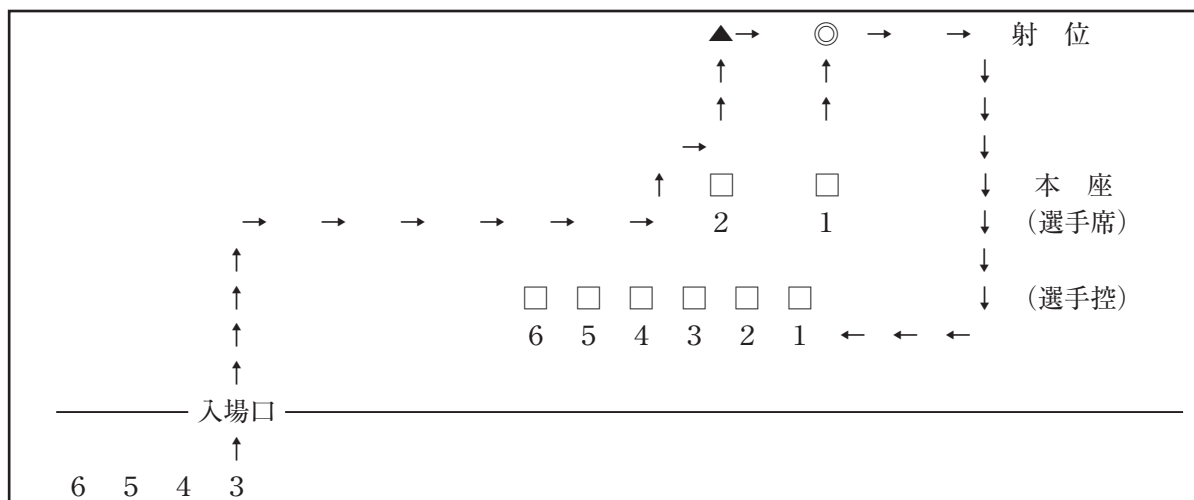
- (1) 選手は矢を1本持って入場し、残りの矢は監督が持つ。
- (2) 1射終わるごとに本座に戻る。ただし、選手が多い時は、一旦射場の外に出るよう指示することがある。ただしその場合は、競技説明を簡略したり、的中した選手を退場後にそのまま第2控に誘導したりするなどして競技が間延びしないよう配慮する。
- (3) 射場に設置した的と同数以下の人数になった場合は、持的で射詰競射を継続し、最上位決定まで続ける。ただし、男女同時に競技を行うなどのときは、人数が減った場合でもそのまま射場の外へ出るよう指示することがある。その場合は(2)同様、競技が間延びしないよう配慮する。また、的中を逸した選手は、順次退場して招集所に待機する。
- (4) 2射目以降は、進行係の指示に従い監督が矢を1本ずつ選手に渡す。
- (5) 射詰の5射目以降は、直径24cm星的を使用する。的替えのため、4射目終了後選手を一旦退場させ、立順を詰めて持ち的で競技を継続していく。

7 個人競技 順位決定戦(遠近競射)の競技手順について

- (1) 最上位決定後は、遠近競射法によりその他の順位を決定する。順位決定戦が複数ある場合は、可能な限り異なる射場で同時に行う。同時に行えない場合は、選手の待ち時間を考慮して下位の決定戦から行う。
- (2) 遠近競射は各射場の第1的で行い、記録はそれぞれの射場記録で行う。
- (3) 一つの的での遠近競射を原則とするが、多人数で順位決定戦を行う場合、以下の方法がある。
  - ア 矢の破損を防ぐため途中で矢を間引く場合
  - イ 射詰め競射を行い人数を減じてから遠近競射を行う場合
  - ウ 複数の的での遠近競射を行い、的の中心からの距離を実測し順位決定を行う場合
- (4) 遠近競射の実施方法

まず1番と2番の2人が入場し、本座の選手席に着席する。多人数の場合は、3番は進行係の「起立」の合図で入場して2番の選手席に着席する。4番は1番の弦音でというように、順次弦音で入場して2番の選手席で待つ。

進行係の合図に従い、1番、2番の2人は起立し、同時に射位に進み、坐して矢番え後、1番は習いのごとく行射する。2番は1番の「弦音」で立ち、第1的へ移動して行射する。3番以降は、2番の選手席で待ち、「弦音」で起立し、射位に進み、坐して矢番えをして待つ。各人、射終わったならば選手控に戻り待つ。



8 矢返し

- (1) 矢返しは4射終わるごとに行う。
- (2) 同中競射・射詰競射では、その立の全選手が1射ずつ行射後、矢取りをするが、1射ごとの矢返しは行わない。



(3) 矢返しの流れは次のようにする。  
的前係 → (矢取道) → 進行係 → 監督 → 選手

#### 9 失の処理について

- (1) 弦切れの際の弦張りは監督が行うが、要望があれば進行係が代行する。
  - ア 弓の処理 選手→進行係→(監督〈弦張り〉)→進行係→選手
  - イ 弦の処理 各選手が処理し、進行係に渡してもよい。
- (2) 筈こぼれの処理
  - ア 3射目までの矢は選手が処理し、体と平行に右前に置く。処理後の矢は進行係が受け取り、監督へ渡す。
  - イ 4射目の場合は選手が持って退場する。
- (3) 弓を取り落とした時
  - ア 射場内にある場合は、選手が処理する。
  - イ 射場外に出た場合は、進行係が処理する。
- (4) 弓が折れた時
  - ア 替弓の弓立を射場入口付近に用意し、進行係が処理する。
  - イ 替弓がない時は当該選手の「その立」の残りの矢は失権とし、残りの矢を持って退場させる。(団体競技の場合、他の選手との共用は認めない。)

#### 10 競技時間について

- (1) 本座での「始め」の合図から、最後の射手の、最後の弦音までを計測する。
- (2) 計時係は、制限時間30秒前で予鈴(1鈴または短音)、制限時間で本鈴(2鈴または長音)の合図をする。口頭による指示・警告はしない。合図の音は開始式で聞かせる。
- (3) 制限時間を超えた場合は直ちに行射を中止させるが、判定は射場審判委員による。ただし「会」はこの限りではない。
- (4) 個人競技及び順位決定戦等の制限時間のない場合は、「弦音打起し」の競技の間合いを原則とする。

#### 11 異議申し立てについて

異議の申し立ては、異議が生じたときに監督が挙手し進行係に申し出る。的中に関しては、矢を抜き取った後は受け付けない。

#### 12 選手の交代および監督の代行について

- (1) 同中競射(決勝トーナメント進出決定・決勝トーナメント)時の選手交代は、認めない。
- (2) 選手交代届け出用紙の立順の欄は、予選の立順番号とする。
- (3) 監督に不測の事態等が生じ、射場に同席できない時、理由書を提出して認められた場合は、当該県の職員(専門委員長または他校の監督・引率者)が代行することができる。

#### 13 団体決勝トーナメント組み合わせについて

- (1) 組み合わせについて
  - ア 抽選を行わない場合  
あらかじめ定められたトーナメント表の番号に、予選的中数順(同中の場合は予選立順の早い方を上位とする)に配置する。
  - イ 抽選を行う場合  
あらかじめ定められたトーナメント表に番号をつけておく。予選的中数順(同中の場合は予選立順の早い方を上位とする)から順次抽選を実施し、トーナメント表の該当する番号に割り当てていく。抽選結果の発表はその都度行い、同時にトーナメント表に校名を表示する。
- (2) 決勝トーナメントの試合進行は番号の小さい方から行う。
- (3) 決勝トーナメント第1回戦は、組み合わせ表の奇数番号を第1射場、偶数番号を第2射場とする。第2回戦以降は、第1回戦の立順番号の小さい方を第1射場とする。

#### 14 坐射免除申請について

坐射ができない選手は、所定の用紙に診断書を添えて事前に届け出て実行委員会(競技委員長)の許可を得ること。申請書提出の流れは以下の通りとする。

- (1) 現地入り前 実行委員会へ直接提出
- (2) 現地入り後 監督が大会本部へ提出

#### 15 練習会場について

練習の方法には、以下の方式がある。

- (1) 制限時間を一定の時間以内（例：4分）とし、その時間内であれば、立射・坐射・順立・一斉射のいずれとするかは各校の判断に任せる方式。
- (2) 練習会場の混雑具合を見極め、会場系の指示により練習形態をかえる方式。

練習形態の目安は、以下の通り。

- 控えが2立ち以内の時 ⇒ 4矢坐射で練習可
- 控えが3立ち以上の時 ⇒ 4矢立射で練習
- 控えが5立ち以上の時 ⇒ 1人一手一斉射

※ 練習形態について、大会要項などに特に定める場合は、上記の限りではない。

## 16 その他

競技中、病気や不測の事態等が発生した場合は、状況に応じて審判委員の指示あるいは進行係の判断で処理する。

※ 第3控での注意事項（例） 開催地によって内容は異なることがある。

### 第3控 注意事項

#### 共通

- (1) 第3控以降、他の選手の迷惑になるので、むやみに席を離れたり、声を発したりしないでください。
- (2) 替弓は、入場時に射場入り口付近にある弓立てに置いて下さい。係の者が預かります。
- (3) 入場時にチームで円陣を組んだり、掛け声をかけたりするなどの行為は禁止です。
- (4) 弦切れの時は弓を速やかに進行係に渡し、その後で他の選手の行射を妨げないように切れ弦を拾って下さい。遠くにある時、または行射の妨げになると思われる時は、射終わって退場する時に可能な限り拾って下さい。
- (5) 筈こぼれをした矢は、他の選手の妨げにならないように拾って、体と平行に右前に置いて下さい。
- (6) 個人競技および順位決定戦等の制限時間の無い場合は、「弦音打起し」の競技の間合いで行射してください。
- (7) 競技進行中における行射中止の指示は、射場内の進行係が行います。指示を受けた選手は行射を中止してください。再開する時は、進行係が「始め」の合図をします。
- (8) 第2控に移動の時に、不在の選手はその立に限り失権となります。また、監督が不在の場合は、その個人・団体は失権となります。

#### 団体予選

- (1) 決勝トーナメント進出時の競射が予想される場合、該当チームは「招集場所」付近、または、「選手・監督控室」で待機してください。

#### 個人決勝

- (1) 決勝射詰めの行射後は、「中り・はずれ」に関わらず、係の指示に従ってください。

### 高体連弓道競技規則・運営細則と全弓連競技規則の主な相違点

- \* 遠近競射の的
  - 高体連 ⇒ 各射場第1的
  - 全弓連 ⇒ 射場中央
- \* 競技時間および行射の要領
- \* 選手交代の回数とタイミング
- \* 高体連競技規則の第11条の囲い込みの「的枠内の判定基準」
- \* 遠近競射
  - 高体連 ⇒ 的中心から矢所により判定
  - 全弓連 ⇒ 外れた矢は、的表面の延長線上の距離
- \* 最上位決定後の遠近競射は、選手の待ち時間を考慮し下位からおこなう。
- \* 行射妨害
  - 高体連 ⇒ 過失の場合は注意、故意の場合は無効
  - 全弓連 ⇒ 過失の場合は無効、故意の場合は失格

# 【弓道競技申し合わせ事項について】

競技については、(公財)全国高等学校体育連盟弓道競技規則に則って運営されます。独自の解釈による、マナーを疑うような行為が無いように注意してください。また安全・円滑かつ公正に大会が運営され、選手が気持ち良く試合に臨めるよう下記についてご注意ください。

## 1 弓具について【第13条】

本番でトラブルの原因にならないよう、事前に点検・修理をお願いします。

- (1) 矢摺籐は隙間がないように巻いてください。矢摺籐が完全に切れている場合は巻き直してください。矢摺籐と握皮の間が広くあいている場合は、矢摺籐または握皮をすべて巻き直してください。
- (2) 選手は緊張等のため予想以上に引き込んでしまう事が多々あります。矢束ぎりぎりの短い矢を使うのはおやめください。
- (3) 最近の全国大会では、ウレタン製の堞を用いています。矢尻の形状や状態によってはさざりにくい場合もありますので、事前に十分確認をしておいてください。また、椎実型の矢尻や、平題型の矢尻がすり減って椎実型のようになってしまったものを使用したことで、跳ねかえる場合があることが確認されています。

## 2 選手の服装等について【第14条 (1)】

- (1) 腕などへの書き込みは禁止します。
- (2) 弓道衣の袖をまくったり、折り曲げたりする行為は、禁止します。
- (3) 髪をはらう事による事故を防止するために髪が肩に掛かる場合は結んでください。髪が右ほほにかからないようにもしてください。ヘアピンを使用する場合は、華美でなく数量も必要最小限にとどめてください。

## 3 ゼッケンについて【第15条】

ゼッケンが無い場合は、選手の確認がとれないので行射できません。

## 4 応援について【第17条】

応援(観覧)の仕方には充分注意してください。熱心な応援が、時として他チームの迷惑となる場合があります。

- (1) 長い拍手、手拍子、奇声ともとれるような応援は避け、爽やかな応援を心がけてください。
- (2) 相手チームが外れた時「よし」と発声するといったことは絶対に許されない行為です。保護者の方々にも周知をお願いします。
- (3) 競技会場への校旗や部旗の掲揚はご遠慮ください。
- (4) 射位正面の観覧席は立ち入りを禁止する場合があります。
- (5) 試合のフラッシュ撮影は、ご遠慮ください。

## 5 第3控・第2控・入退場における選手・監督の心得

- (1) 第3控、第2控は、選手にとってモチベーションを高めるために静かな環境が必要です。不必要な発声や呼吸音・立ち歩くなど、相手チームの迷惑・妨害となる行為はやめてください。また、必要以上に大きな声での挨拶や返事、礼記射義の斉唱なども迷惑になりますのでおやめください。
- (2) 入場時のチームへのかけ声や退場口付近での対戦チームへのあいさつ等の発声は禁止です。
- (3) 滑り止めスプレーや漏れた布等を使用して足袋を濡らす様な行為は禁止です。

## 6 監督による射場への荷物持ち込みについて

射場への持ち込みは替矢・替弦程度にとどめてください。大きな荷物の持ち込みはご遠慮ください。また、「ギリ粉」や「筆粉」「IDカード」などは、所定の場所に置くか運営委員の指示に従ってください。

## 7 特別な事情がある場合

弓道競技規則などに関して、特別な事情がある場合は、大会本部に申し出てください。

## 4 審判部の業務

### 1 大会には次の各審判を置く。

- (1) 審判委員長  
審判委員長は審判上の責任を持ち、競技に対し公正かつ適切な判定をする。
- (2) 副審判委員長  
審判委員長を補佐する。
- (3) 射場審判委員  
ア 選手の位置、行射の安全を確認し、有効・無効または失権・失格の判定をする。  
イ 行射停止が必要であると判断した場合は、これを宣言し停止させる。
- (4) 的前審判委員  
ア 矢の「あたり」「はずれ」または得点の判定をする。詳細は全国高等学校体育連盟弓道競技規則による。  
イ 遠近競射による順位の判定をする。詳細は全国高等学校体育連盟弓道競技規則による。
- (5) 弓具審判委員  
弓具の適否を判定し、服装等の点検をする。

### 2 人数および場所について

- (1) 審判委員長 1名
- (2) 副審判委員長 数名  
審判委員長席および副審判委員長席は射場脇正面に置く。
- (3) 射場審判委員 1射場に1名  
射場審判委員席は、各射場に設置することが望ましい。射場の広狭により射場脇正面に設置することもある。
- (4) 的前審判委員 1射場に2名以上
- (5) 弓具審判委員 2名

### 3 状況に応じて、審判の権限委譲により、進行係・的前係・招集係等が審判の任務を代行する場合がある。

## 5 審判部細案

下記の競技規則を熟知し、審判計画により適正に審判を行う。

公益財団法人 全国高等学校体育連盟弓道競技規則、競技運営細則および審判部細案

### 【射場審判委員】

#### 1 制限時間

##### (1) 団体競技

ア 5名団体20射（各4射）

- ① 坐射：8分以内とし7分30秒で予鈴（1鈴または短音）、8分で本鈴（2鈴または長音）の合図をする。
- ② 立射：7分以内とし6分30秒で予鈴（1鈴または短音）、7分で本鈴（2鈴または長音）の合図をする。
- ③ 口頭による指示・警告はしない。

イ 制限時間内に発射できなかった矢は無効とする。（本鈴と同時発射も無効）

##### (2) 個人競技・競射および順位決定戦

ア 制限時間は設けないが、「弦音打起し」を原則とする。

イ 遅れている選手がいる時は、審判委員の判断により進行係が指示を出して進行を早める。

#### 2 競技の停止

##### (1) 次の場合とする。

ア 的が動いた場合。

イ 矢を取り除く場合。

個人競技において他の選手、および団体競技において他の射場の行射に影響を及ぼすと考えた場合。

- ① 矢が的面に倒れ掛かった場合。
- ② 矢が幕にぶら下がった場合。
- ③ 審判委員が必要と認めた場合。

ウ 射場・矢道・的前等に不測の事態が発生した場合。

##### (2) 競技停止の判断

ア 射場で事故が起こった場合は射場審判委員が、的場で事故が起こった場合は的前審判委員が判断する。

イ いずれの場合も、射場と的場で相互に連絡を取り合う。

##### (3) 競技停止の合図・計時等について

ア 競技停止の合図・間合い・計時等は進行係との連絡を密にし、選手が不利にならないよう配慮する。

イ 進行係の「やめ」の合図で計時を止め、進行係の「はじめ」の合図で競技・計時を再開する。

#### 3 注意・無効・失権の判定について

射場審判委員の判定については下表のとおりとする。いずれも射場審判委員は進行係と連携を取り、進行係は状況によりの前審判委員とも連絡を密にとる。また、抱きのや背負いのなど、個人競技の場合は他の選手、団体競技の場合は他の射場の選手の行射に差し支えがある時は、射場審判委員の判断により注意を与えることができる。



## 射場審判宣言内容

	内容	発声	動作
行射停止が必要な場合		「○番、行射やめ、(理由を説明)」	赤旗を挙げる
注 意	矢が短く、引き込みの危険がある	「○番、矢尺注意」	
	坐射をしない	「○番、坐射をしない」	
	遠近法、射位の間違い	「○番、前に出なさい」	
	他チーム（個人戦は他人）への妨害行為（過失）	「○番、妨害行為」 (妨害された選手へ射直しを指示)	
	その他の禁止事項違反	「○番、(注意内容の指示)」	
	射場での監督の違反	「監督は○○○してはいけません」	
無 効	筈こぼれ（番え直し）	「○番、筈こぼれ、その矢無効」	
	引き直し	「○番、引き直し、その矢無効」	
	前の射手より先に矢を離した場合	「○番、追い越し発射、その矢無効」	
	他チーム（個人戦は他人）への妨害行為（故意）	「○番、妨害行為、その矢無効」 (妨害された選手へ射直しを指示)	
	制限時間経過後に離した矢	「○番、時間切れ、その矢無効」	
	注意内容を無視して行射した場合	「○番、注意無視、その矢無効」	
失 権	注意に従わない場合	「○番、注意無視、失権」	

### 4 矢番え後の筈こぼれの処理

射場審判委員の権限を一部委譲し、進行係が処理する場合がある。

#### (1) 射場審判委員の判断による場合。

ア 射場審判委員が無効の判定をする。

イ 当該射場の進行係は選手のところへ行き、矢を受け取り、監督に渡す。

#### (2) 進行係の判断による場合。

射場審判委員の判断を仰いだ上で、選手のところへ行き、「失」の通告をして矢を受け取り、監督に渡す。

#### (3) 進行係は的前審判委員に連絡し、的前審判委員は「×」を表示する。

### 【的前審判委員】

#### 1 的前審判委員は3人一組の場合は次のように的中の判定を行う。

審判委員A

「あたり」「はずれ」の判定を発声する。

的から目を離さないようにして、飛んできた矢を見逃さないように注意する。

審判委員B

審判委員Aの判定により、的中判定器の操作をする。

看的表示が正しく表示されていることを確認し、的中判定器を戻す。

審判委員C

進行係と連絡をとる。

#### 2 「あたり」「はずれ」の判定ができない場合は、的中判定器で「？」を表示し、看的表示板は「？」を表示しておく。その立が終わってから、的前審判委員が的前まで出て、「○」「×」の表示板で判断を下す。それまで看的表示板は「？」を表示しておき、判定を下してから「○」「×」を表示する。

#### 3 遠近競射法について

的前審判委員が2名以上出て判定を下し、上位の矢から抜き取り、矢羽根を順次下にずらし、矢の中央を右手で持ち、体の正面に掲げ、矢道の最短距離を通して射場に運び、立ったまま進行係に渡す。

進行係は的前審判委員より立ったまま矢を受け取った後、脇正面に向きを変え、射場審判に矢を掲げ、順位を確認後、選手席へ行き、上位の矢から確認をしていく。

### 【弓具審判委員】

#### 1 大会の定める弓具点検所で弓具の点検を行う。

- (1) 弓具点検・服装点検は選手・監督の自主規制を尊重し、故意で悪質な場合以外は問題にしない。
- (2) 明らかに照準・目印と思われる場合は、監督の了解のもとにテープで隠す。(汚れ、傷は含まない)
- (3) 矢摺籐があいている場合は詰めさせる。矢摺籐が完全に切れている場合、矢摺籐と握皮の間が広くあいている場合はテープを巻く。
- (4) 替矢持参の有無を確認し、服装・ゼッケン等を点検する。
- (5) 選手・監督に必要な言葉以外の発言(激励・試合成績伝達等)をしない。
- (6) 問題が発生したら、ただちに競技委員長に連絡する。

## 【補助員の任務】

### 1 看的表示補助員

#### (1) 看的表示に関する留意事項

ア 看的表示を消す時期は、矢取り補助員が矢をあげ、立ち上がった時を目安とする。

イ 個人競技の射詰競射の場合、4射目が終わってから看的表示を消す。

次の場合にはその都度消す。

① 途中で勝敗が決まった場合。

② 立ち位置が変わった場合。

③ 競技の方法が変わった場合。(遠近競射法または24cm星的に変わった場合)

ウ 団体競射の同中競射の場合、勝敗が決定しないときは、看的表示を1射ごとに消さないで、4射目が終わった時、または勝敗が決定した時に消す。

エ 異議申し立てにより看的表示を変更する場合は、審判委員の判断により行い、何射目であるかを、十分注意して変更する。

### 2 的前審判委員の補助員

的前審判委員が的中判定に集中できるように補助する

補助員は、射手の行射状況(○番、大三、会)を伝える。「失」の発生もその都度知らせる。

事務連絡  
令和5年10月5日

公益財団法人 全国高等学校体育連盟  
弓道専門部部長 様

公益財団法人 全日本弓道連盟  
事務局長 原田茂樹

基本計画部会・検討事項（中高生関連）に関するお願い

平素から事務局の業務にご理解とご指導をいただき厚く御礼申し上げます。

さて標題のこと、本年6月および7月にお知らせしました基本計画部会における検討の報告（全弓連発第5-22、5-27号文書）につきましては、貴専門部関係者にもご周知の上、決定に従いご対応いただけていることと存じます。

全国の中学生・高校生には、大会出場や審査受審の機会も増える時期を迎えますところ、ことに中高生に係る以下の事項については、生徒皆様をはじめ学校関係者に混乱などないよう今一度ご周知と徹底をいただきたく存じます。

引き続きご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

【基本計画部会・検討事項 中高生関連】

1. 取矢について

- (1) 中高生の大会においては行わなくともよいこととする。
- (2) 審査会においても中高生の式段までは同様とする。

2. 大会ならびに審査会における服装の色について

大会では本連盟競技規則、大会要項等において指定された場合を除き、色については問わない。審査会も同様とする。

3. 中高生の審査会の服装について

弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。

以上

本件の問い合わせ先

公益財団法人全日本弓道連盟事務局

TEL：03-6447-2980

FAX：03-6447-2981

E-mail：kanri3@kyudo.jp

## 6 技能優秀校選考の内規

### 【目的】

優秀団体を表彰することにより、高等学校弓道部活動の指標を具現化し、併せて伝統文化の正しい普及・発展に資す。

### 【対象】

選考の対象は次のとおりとする。

- (1) 団体競技出場校であること。
- (2) 決勝トーナメント2回戦進出校であること。

### 【評価の観点】

- (1) 入場から退場に至る射場内の動作・態度を評価する。
- (2) 選手は、技術的側面と姿勢・動作（体配）的側面から総合的に評価する。
- (3) 上記(1)(2)の観点を通じて、次の項目を評価する。
  - ア 団体としてのまとまりがあるか。
  - イ 武道に対しての基本的認識に誤りはないか。
  - ウ 姿勢・動作の基本に沿っているか。
  - エ 射法八節の基本に沿っているか。

### 【選考の過程】

- (1) 次の役員により原案を作成する。
  - ア 大会審判長（開催地連会長）
  - イ 全国高体連弓道専門部長
  - ウ 全国高体連弓道競技部主任
- (2) 常任委員会で原案を審議する。この際、大会審判長の出席を得る。

### 【表彰】

- (1) 男女各1校を表彰する。
- (2) 表彰状及び記念品を贈る。
- (3) 該当校がない場合は該当年度の表彰を見送る。

### 【付則】

この規定は平成8年8月5日から施行する。

平成13年8月改正

令和4年8月改正

## 7 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部表彰規定

本専門部は、全国高体連弓道専門部の振興発展に功労・功績のあった者を表彰するため、この規定を定める。

### 第1条 【表彰の種類】

本専門部表彰は次の通りとする。

#### 1 功労賞

### 第2条 【表彰の区分】

表彰の区分は原則として次の通りとする。

#### 1 功労賞

(1) 永年にわたり本専門部の発展に特に功績顕著であった者に贈る。

(2) 永年にわたり本専門部及び加盟団体の育成・発展に功労のあった者に贈る。

### 第3条 【被表彰者推薦方法】

全国高体連弓道専門部（常任委員会）並びに各都道府県専門部は、候補者を推薦することができる。

（但し、高等学校関係者のみ）

### 第4条 【被表彰者決定方法】

被表彰者の決定は次の通りとする。

1 選考は常任委員会で行う。（以下「選考委員会」という）

2 部長は、第3条によらない特別候補者を推薦することができる。

### 第5条

この規定により選考委員会で選ばれた表彰該当者には表彰状を贈るものとする。

### 第6条 【表彰の方法】

表彰は原則として全国専門委員長会議時とする。

### ※ 推薦基準

#### 1 全国高体連

(1) 専門部長歴任者 在任期間2年以上

(2) 常任委員歴任者 在任期間4年以上

#### 2 各都道府県

(1) 専門委員長歴任者 在任期間4年以上

(2) 弓道部顧問歴任者 通算在任期間25年以上

(3) 学校弓道振興発展に多大な貢献をしたと認められる者

#### 3 その他

(1) 推薦基準1と2の(1)については、現職は除く。

(2) 推薦基準1と2の(1)については、各都道府県専門部より申し出があった者についてのみ表彰する。

(3) 平成12年度より施行し、遡っての表彰はしない。また、過去に表彰を受けた者の再表彰はしない。



## 8 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道専門部弔慰規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、本専門部の役員等に対する弔慰金等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員等に対する弔慰等の基準)

第2条 本専門部の役員等が死亡した場合には、弔慰金品をおくることができる。

1 おくの対象は、次のとおりとする。

- 一 常任委員及び監事
- 二 各都道府県専門委員長
- 三 顧問

2 おくると金額等の基準は、次のとおりとする。

- 一 香典又は供花 1万円程度
- 二 前号に定めるもののほか、専門部名による弔辞又は弔電をおくることがある。

3 前2号に定めるもののほか、全日本弓道連盟理事、監事及び各地連会長が死亡した場合には、弔慰金品をおくることができる。

一 おくると金額等の基準は、次のとおりとする。

- ア 会長、副会長の場合は、香典又は供花1万円程度
- イ その他の理事、監事、各地連会長の場合は、弔電

第3条 前2条に定める以外に必要な状況と判断される場合は、その都度常任委員の合議により決定する。

付 則

(施行期日) この規定は、平成6年4月1日から施行する。

## 【2024「必携」改正箇所】

※取り消し線は削除，網掛けは追加

### 1 弓道専門部規約

旧	新	備考
第7条(7) 顧問・参与は、専門委員長会の総意により推薦する。	顧問・参与は、 <u>常任委員会</u> で推薦し、専門委員長会に報告する。	変更
第10条(2) ～・ブロック代表委員で構成～	～・ブロック代表委員・ <u>顧問</u> で構成～	追加

### 2 弓道競技規則

旧	新	備考
第4条(4) ア 2射(一手)または4射(二手)を行射するとき、 <u>取り矢</u> を行う。		アの項目削除。以下記号の繰り上がり
第13条(5)3,4項目 *サポーターの使用は <u>肘のみ</u> 認める。色は、白・黒・紺・ベージュとする。 * <u>手首を固定する機能のある補助具</u> (テーピング、サポーター等)は、 <u>けが・故障の場合でも認めない</u> 。	*サポーターの使用は <u>手首以外</u> の使用について認める。色は、白・黒・紺・ベージュの単色無地とする。 * <u>傷病や障害等のため、包帯やテーピングで手首を固定する必要がある場合は、監督が事前に大会本部へ申し出て使用させること</u> 。	変更
第14条(1)イ ～各学校で統一すること。	～各学校で統一する(個人競技の場合も <u>同一校は競技種別で揃える</u> )こと。	追加

### 3 競技運営細則

旧	新	備考
6(3) ～最上位決定まで続ける。また、～	～最上位決定まで続ける。 <u>ただし、男女同時に競技を行うなどのときは、人数が減った場合でもそのまま射場の外へ出るよう指示することがある。その場合は(2)同様、競技が間延びしないよう配慮する。</u> また、～	追加
10(2) ～合図の音は監督会議で聞かせる。	～合図の音は開始式で聞かせる。	変更
14 <u>取り矢</u> ・坐射免除申請について 取り矢・坐射ができない選手は、～	14 坐射免除申請について 坐射ができない選手は、～	取り矢を削除
第3控 注意事項 (8) <u>取り矢をして行射してください。(免除申請者はその限りではありません)</u>		(8)の項目削除。以下番号の繰り上がり

### 申し合わせ事項

旧	新	備考
2(3) ～髪が右ほほにかかるときは耳にかけてください。～	～髪が右ほほにかか <u>らないようにも</u> してください。	変更

## 5 審判部細案

旧	新	備考
射場審判宣言内容 注意 内容 取り矢、坐射をしない	坐射をしない	取り矢を削除
射場審判宣言内容 注意 発声 ～取り矢(坐射)をしなさい」	～坐射をしなさい。	取り矢を削除

